

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

株式会社中山建設

法人番号 9060001013912（栃木県知事許可 第 023257 号）

2 取引停止措置期間

3 か月（令和 6 年 5 月 2 1 日～令和 6 年 8 月 2 0 日）

3 取引停止の理由

株式会社中山建設の代表取締役は、令和 4 年 7 月～9 月、職務上の便宜を図った見返りとして、那須烏山市職員に賄賂を供与したとして、令和 6 年 3 月 7 日、贈賄罪で宇都宮区検察庁に略式起訴された。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 2 号に該当するため。

令和 6 年 5 月 2 1 日

国立大学法人東海国立大学機構
機構長 松尾 清一